

別紙様式第1号（第9条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

令和〇年〇〇月〇〇日

当局への届出年月日を記載してください。

関東財務局長 殿

「関東財務局長」と記載してください。

（郵便番号 123-4567 ）

届出者 住所 東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号

電話番号 (03) 1234-5678

商号  
又は名称 〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

「（第2面）『2.住所』、『3.商号又は名称』、『4.氏名』との整合性が確保されているか確認してください。法人の場合には、代表者の役職名まで記載してください。

### 前払式支払手段の発行届出書

基準日未使用残高が〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となり、基準額を超えることとなったので、資金決済に関する法律第5条第1項の規定により届け出ます。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「前払式支払手段の発行に関する報告書」に記載されている基準日未使用残高との整合性が確保されているか確認してください。

該当するいずれかに○をしてください。

1. 法人・個人 その他の別	法人	個人	その他
2. 住所	(郵便番号 123-4567 ) 電話番号 ( 03 ) 1234-5678 東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号		
(ふりがな)	〇〇		
3. 商号 又は名称	〇〇株式会社		
(ふりがな)	〇〇 〇〇		
4. 氏名	代表取締役 〇〇 〇〇		
5. 資本金又は 出資の額	100,000千円		
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先			
(ふりがな)	とうきょうと ちよたく 〇〇まち 1ちようめ 2ばん 3ごう		
営業所又は事務所の 所在地	(郵便番号 123-4567 ) 東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号 前払式支払手段事業部		
連絡先	電話番号 ( 03 ) 1234-9999 e-mail maebaraisiki@.co.jp 前払式支払手段事業部 事業第1課		

代表電話を記載してください。

登記事項証明書との整合性が確保されているか確認してください。

- 連絡先として利用者に公表しているものを全て記載してください。  
苦情または相談の受付をメールのみとしている場合は、メールアドレスのみ記載いただければ問題ございません。
- 第7面に添付した「前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し等」に表示されている内容との整合性が確保されているか確認してください（法第13条に基づく情報提供事項）。

(記載上の注意)

1. 「法人・個人・その他の別」は、該当する者に○印を付けること。
2. 「住所」は、法人にあつては登記すべき本店の所在地を、個人にあつては現住所（現住所において前払式支払手段の発行の業務を行っていない場合には、前払式支払手段の発行の業務に係る主たる営業所又は事務所の所在地）を記載すること。
3. 「商号又は名称」は、法人にあつては登記簿上の商号又は名称を、個人にあつては、商号登記をしている場合はその商号又は名称を、商号登記をしていない場合は屋号その他名称を記載すること。
4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。なお、「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。

- 発行者自身の「主たる営業所（本店又は業務の統括を行っている本社等）」および「発行（販売）を行っている営業所等」について記載してください。（無人のチャージ機は、記載不要です。）
- 営業所等を設置した日（設置後に前払式支払手段の発行の業務の取り扱いを開始した日が明確である場合にはその日）を記載してください。

（第3面）

7. 営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本社	令和5年4月1日	東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号 電話番号（ 03 ） 1234-5678
〇〇営業所	令和10年4月1日	神奈川県横浜市中区〇〇町一丁目2番3号 電話番号（ 045 ） 1234-5678
		電話番号（ ） -

（記載上の注意）

1. 前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所又は事務所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

第5面-(2)に添付した「前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面」や第7面に添付した「前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し」との整合性が確保されているか確認してください。

登録申請書(別紙様式第3号)の場合は、「使用範囲等」の記載欄があります。  
例)〇〇ポイントの加盟店、〇〇サイトでの商品購入などと記載してください。

電子移転可能型前払式支払手段に該当する場合は、「有」と記載し、その内容を下段に記載してください。

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格 販売価格を記載してください。	支払可能額	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無
(サーバ型例) 【サーバ型】 金額表示・加算減算型	〇〇ポイント (ゲームタイトル)	525円 = 500ポイント 315円 = 300ポイント 105円 = 100ポイント (最大単価: 1ポイント = 1.05円)	月額購入限度額 10,000ポイント 保有限度額 100,000ポイント	最終購入又は利用日から3年間	無
【サーバ型】 金額表示・加算減算型	〇〇ギフトカード	100円～ 150,000円 (1円単位)	残高上限額 50万円 (1ヶ月あたりの記録上限額 20万円)	無期限	有
(紙型例) 【紙型】 金額表示・引換型	〇〇商品券	500円 1,000円 10,000円 (500円×22枚)	500円 1,000円 11,000円	令和10年12月3日まで	無
【紙型】 数量表示・引換型	〇〇カタログギフト	3,000円	〇〇ギフトコース (3,000円相当)	発行日から2年間	無
【紙型】 数量表示・引換型	〇〇券	1,000円	〇〇2個	発行日から1年間	無

- 「支払可能金額等」は、利用者が実際に利用できる金額です。
- プレミアム分がある前払式支払手段の場合には、「支払可能金額等」はプレミアム分を含んだ額となります。

電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等
種類	名称		
②番号通知型前払式支払手段	〇〇ギフトカード	50万円	(i) 15万円 (ii) 20万円

該当がない場合は、空欄のまませず、「該当なし」と記載してください。

(記載上の注意)

- 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
- 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
- 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。
- 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段又は番号通知型前払式支払手段をいう。

5. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。
- ① 残高譲渡型前払式支払手段
  - ② 番号通知型前払式支払手段
6. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。
- ① 残高譲渡型前払式支払手段
    - (i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額
    - (ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額
  - ② 番号通知型前払式支払手段
    - (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高（当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者とその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。（ii）において同じ。）の額
    - (ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
7. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

**(記載上の注意)**

1. 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
2. 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
3. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。
4. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段又は番号通知型前払式支払手段をいう。
5. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。
  - ① 残高譲渡型前払式支払手段
  - ② 番号通知型前払式支払手段
6. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。
  - ① 残高譲渡型前払式支払手段
    - (i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額
    - (ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額
  - ② 番号通知型前払式支払手段
    - (i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高（当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者とその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。（ii）において同じ。）の額
    - (ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
7. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

利用規約等がある場合は必ず添付し、利用規約等がない場合は「(別添)」を削除してください。

(2) 前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面 (別添)

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	
A印刷株式会社	東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号	前払式支払手段の印刷
Bシステム株式会社	東京都千代田区〇〇町二丁目3番4号	システム管理 (サーバ保守業務、ネットワーク管理業務)
Cコンビニ株式会社	東京都千代田区〇〇町三丁目4番5号	収納代行業務
D株式会社	東京都千代田区〇〇町四丁目5番6号	苦情・相談窓口 (コールセンター)

- 第6面に記載した「発行、資金決済の概要図」との整合性が確保されているか確認してください。
- 第6面には、すべての受託者の名称が記載されることになります。
- システム管理を委託している場合には、その具体的な委託内容を記載してください。

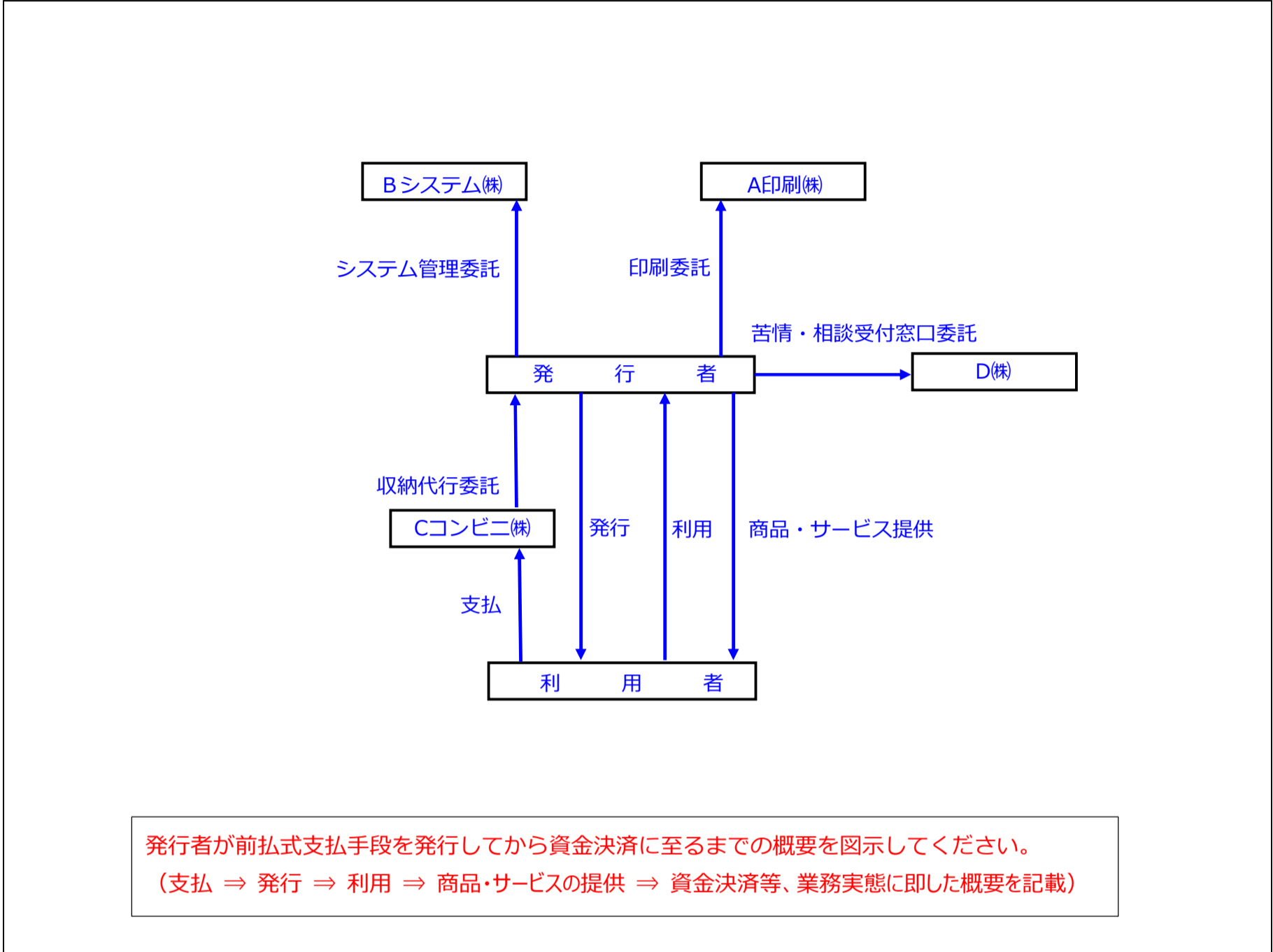
(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、前払式支払手段の発行に係る業務 (製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済) を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

- 業務委託先に再委託先を含める必要はありません。
- 記載された業務委託内容については、第6面の概要図において委託の流れが分かるよう図示してください。

「(第5面)(3)業務委託状況」の欄に記載した「受託者」について、概要図上に示してください。

(4) 発行、資金決済の概要図



(記載上の注意)

前払式支払手段発行者、令第3条第1項に規定する密接な関係を有する者、業務受託者及び前払式支払手段購入者の間における発行及び資金決済の形態を、前払式支払手段の種類ごとに簡略に図示すること。

(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し

**資金決済法に基づく情報提供の例**

(表)

〇〇pay

(裏)

このカードで1,100円分の商品をご購入いただけます。  
有効期限はありません。  
このカードは銀座店、上野店、池袋店、新宿店、渋谷店、横浜店の当社各店舗でご利用いただけます。  
このカードの残高は、各店舗レジカウンターにおいて確認できます。  
その他このカードに関する事項については利用約款をご覧ください。  
利用約款は当社各店舗に備えてあります。また、当社のホームページ上においてもご覧いただけます。  
利用上の注意:本カードは折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。  
発行者：〇〇株式会社  
お問合せ先の所在地 〒123-4567 東京都千代田区〇〇町1-2-3  
前払式支払手段事業部 TEL 03 (1234)-9999

- 商号 〇〇株式会社
- 支払可能金額等：5万円
- 有効期限:最終購入又は利用日から3年間
- 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先  
〒 123-4567東京都千代田区〇〇町1-2-3  
前払式支払手段事業部 TEL (03) 1234-9999  
e-mail [maebaraisiki@.co.jp](mailto:maebaraisiki@.co.jp)
- 使用することができる施設又は場所の範囲:当社が提供する〇〇サイト
- 利用上の必要な注意:〇〇PAYの残高を払戻しすることはできません。
- 未使用残高を知ることができる方法:〇〇サイトの残高確認欄においてご確認ください。
- 不正取引の公表基準：不正取引発生時において、被害の拡大を防止する必要があると判断した場合については、速やかに必要な情報を公表いたします。
- 詳しくは利用約款をご覧ください。
- 利用者資金の保全方法：前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局に供託することにより、資産保全することが義務付けられています。万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- 発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別および相手方：当社は、株式会社〇〇銀行と、発行保証金保全契約を締結することにより、利用者資金を保全しています。
- 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針：当社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引によりお客様に生じた損失を、お客様に故意または重過失がない限り補償します。

上記の記載事項について、例えば以下のような内容に関し、第2面や第4面と一致しているか確認してください。一致していない場合は、いずれかを修正してください。

- ・お問い合わせ先の所在地・連絡先⇒「第2面」の「連絡先」
- ・支払可能金額等⇒「第4面」の「支払可能金額等」
- ・有効期限⇒「第4面」の「使用できる期間又は期限」

資金決済に関する法律第13条第1項に基づく情報提供のみならず、前払式支払手段に関する内閣府令第22条、第23条の2に基づく情報提供（利用者資金の保全方法、供託等の別、無権限取引の補償方針）についても、適切に情報提供する必要があるため、ご注意ください。

(記載上の注意)

1. 発行した前払式支払手段で使用可能な全てのもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。
2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を貼付すること。

該当がない場合は、空欄のままとせず、「該当なし」と記載してください。

9. 令第3条第1項に規定する発行者と密接な関係を有する者

該当する前払式支払手段の名称	商又は名称	氏名	住所	事業の種類	密接な関係の内容
〇〇プリペイドカード	〇〇株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号	〇〇業	資金決済に関する法律施行令第3条第1項第〇号

(記載上の注意)

- 「氏名」は、法人等の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 「密接な関係の内容」は、令第3条第1項各号のうち該当するものを記載すること。
- 前払式支払手段の種類ごとに作成すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

資金決済に関する法律施行令  
(発行者との密接な関係)

第三条 法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

一 前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係

二 法人が他の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係

三 個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係

四 同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される法人相互の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

五 発行者が行う物品等の給付又は役務の提供と密接不可分な物品等の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第二号の場合において、法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 法人が自己の名義をもって所有する他の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。）が当該他の法人の総株主等の議決権のうち占める割合

二 法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）が自己の名義をもって所有する前号に規定する他の法人の株式等に係る対象議決権が当該他の法人の総株主等の議決権のうち占める割合（当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

3 前項の規定は、第一項第三号及び第四号の関係の判定について準用する。

10. 発行者の他にしている事業の種類

- 現に行っている事業のみを日本標準産業分類表細分類に当てはめた上で記載してください。  
(ただし、具体的な事業内容が分かりにくくなる場合には、日本標準産業分類表細分類の名称の後に括弧書で、登記事項証明書・定款等に記載の具体的な事業内容を併記してください。)
- 定款や法務局発行の登記事項証明書との整合性が確保されるよう留意願います。
- 他にしている事業がない場合には「該当なし」と記載してください。

(記載上の注意)

日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

加入していない場合は、空欄のままとせず、「該当なし」と記載してください。